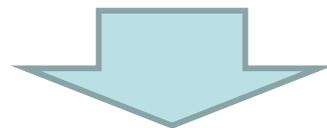


民間資格の登録制度について

主な取組のレビュー(民間資格の登録制度について)

レビュー項目	取組状況
<p>1. 維持管理・更新をシステマチックに行うための取組</p> <p>(1) 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者資格登録規程の制定により 民間資格の登録制度を構築 ・ 維持管理分野(点検・診断等)の 登録資格を順次拡充 ・ 登録された民間資格を 発注業務において活用

※民間資格の登録制度については、新設の調査・設計等分野における技術者資格制度の構築、及び民間資格の評価等に関し専門的な観点から調査審議を行うことを目的として「技術者資格制度小委員会」を設置し、審議中



※「社会資本メンテナンス戦略小委員会」で頂いたご意見についても、「技術者資格制度小委員会」における検討に反映

民間資格の登録する国土交通省登録資格制度を構築

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する国土交通省登録資格制度を構築 (H26.11.28登録規程告示)

<民間資格の登録等のプロセス>

技術者資格登録規程の枠組み

①業務内容に応じた必要な知識・技術を登録要件として明確化

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術			
診断	

②民間資格を公募

③民間資格を業務内容に応じた必要な知識・技術を有するか評価

④登録要件を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	〇〇	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇	
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	...	
診断	

外注業務において登録された資格を活用

国土交通省評価案

評価案に対する
意見聴取

技術者資格制度小委員会

国土交通省登録資格の登録状況(H26～)

平成26年度に、技術者資格登録規程^(※)の制定により維持管理分野における民間資格の登録を開始し、平成27年度からは計画・調査・設計も対象とし計211資格をこれまで登録

登録の経緯

平成26年度

平成27年1月26日

第1回登録 50資格 (維持管理分野) 公募期間H26.11～12月

平成27～28年度

平成27年10月26日

登録制度に、維持管理分野の施設拡充(その他、計画・調査・設計も対象)

平成28年2月24日

第2回登録 111資格 公募期間H27.10～12月

平成29年2月24日

第3回登録 50資格 公募期間H28.11～12月

計211資格について発注業務に順次活用中

分野別登録資格数

●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数			
	H27.1	H28.2	H29.2	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	42
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	42
トンネル	5	13	8	26
砂防設備	1	1	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3
下水道管路施設 ※H27拡充	—	1	1	2
海岸堤防等	4	0	2	6
港湾施設	4	0	0	4
空港施設	0	1	0	1
公園(遊具)	0	4	0	4
土木機械設備 ※H27拡充	—	2	0	2
計	50	49	37	136

**維持管理分野(点検・診断等)
登録資格数 延べ136資格**

●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27追加

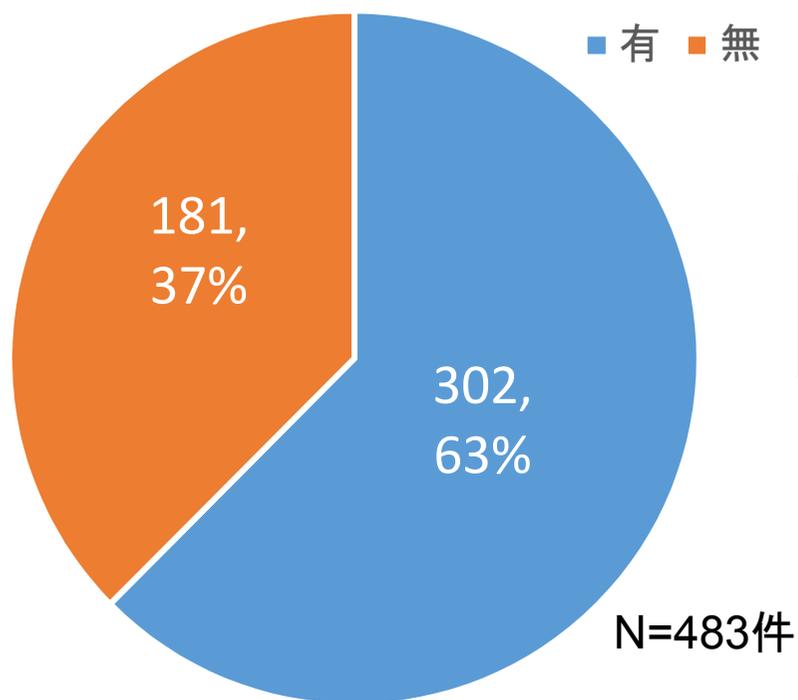
施設等名	登録資格数		
	H28.2	H29.2	計
道路	3	3	6
橋梁	3	1	4
トンネル	2	1	3
河川・ダム	2	1	3
砂防	2	0	2
地すべり対策	2	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	3
海岸	12	4	16
港湾	14	0	14
空港	1	0	1
下水道	1	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	1
都市公園等	2	0	2
建設機械	1	0	1
土木機械設備	1	0	1
電気・通信・制御処置システム	1	0	1
地質・土質	9	3	12
建設環境	2	0	2
計	62	13	75

登録資格数 延べ211資格

平成28年度(第1~4四半期)の国土交通省登録資格対象業務 における国土交通省登録資格保有者の配置状況(直轄)

■対象業務(維持管理分野 点検診断のみ)

資格要件(登録資格含む)の設定(公告時)



平成27年度までに登録された資格が、
平成28年度発注業務の約6割で活用

※受注企業を対象に入札参加時等の申請書類に記載された情報を元に集計